

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
意見提出数4件 内訳(個人3件、団体1件)

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 案第1条等の改め文について、連続しない様式の改正の柱書きは、別個に立てる必要があること。 2 案第7条中「改正後欄に二重傍線を付した規定」とあるが、同条の表では「改正後欄」ではなく、「改正後欄に掲げる規定の全体」に二重傍線が付されていること。そもそも、表の「欄」に二重傍線を付すとは、どのような理屈なのか分からないこと。	・1につきまして、連続しない様式の改正についても一つの柱書にまとめる慣例も存在します。 ・2につきまして、省令改正において、「改正後欄に二重傍線を付した規定」という文言を用いつつ、改正箇所を特定する趣旨で、該当部分に二重傍線を引く手法は慣例的に用いられています。
2	私は特許申請中の一般庶民ですので、細かなことは分かりません。的を得たことが言えているとは思いますが、正直思うことが有りますので書かせて頂きます。 私の街には巨大企業があります。●●なのですが、 例えば●●なら特許関連に毎年100億円の資金を投入することも可能かと思います。 でも、私には100万円でさえやっとなです。その差は1億倍です。 こんな馬鹿げた話になってます。 これでスタートアップが育ちますでしょうか？ そして私の貯金は間もなく底をつきます。なのにまだ国外申請をしなければ意味が無いので1000万程度飛ぶそうです。クラウドファンディングやスポンサー探しなど頑張りますが、正直不安です。 知財は国の宝の筈なのに、何故に夢を追えない仕組みにしているのでしょうか？ 私みたいな個人が国内分の100万だけ頑張れば、国外申請の費用は全額政府が負担してくれても良いと思います。 国内申請にしても、商標や著作権、実用新案もよとして、せめて特許くらいは個人なら数万円で取得できるように応援してくれないと、資金難に陥ってしまい事業を興せません。 素人の意見を送ってしまい申し訳御座いません。 読んで頂けて幸いです。ありがとう御座いました。	・特許特別会計は、工業所有権の事務に係る経理を明確にするために昭和59年に設置されたものであり、特許料等の料金収入を主たる財源として運営されています。主たる歳出は、特許や商標といった工業所有権各制度の出願、審査、登録等の制度運営に係る経費であり、その費用は広く国民が負担する税財源(一般会計)による負担はなじまず、一義的には受益者である出願人等が負担すべきものであると考えております。 ・市町村民税非課税者等の個人の出願については、審査請求料及び10年目までの特許料について免除又は1／2とする減免措置を講じている他、2019年4月からは減免制度の対象を拡大し、手続についても大幅に簡素化しております。特許関係料金は、収支相償の原則に基づき、特許行政に係る総経費を賄う必要があるため、減免措置の更なる拡充には他の出願人等の負担を増やさざるを得ず、減免措置の拡充には慎重な検討が必要と考えております。 ・一方で、特許庁としては、権利の取得、活用、海外展開の各段階での支援を実施しており、イノベーションの促進につながる施策を引き続き検討してまいります。
3	「1. PCT国際出願における国際調査手数料の返還額の改定」については、返還額の引き上げについては歓迎するが、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手数料の引き上げに比べ、返還額の引き上げが小幅である点は、貴庁の財政状況を改善させるために致し方ないと理解する。 「2. 書面手続における支払手段の拡充に関する規定の整備」および「3. 各種手続における登記事項証明書の添付省略を可能とするための改正」については、ユーザフレンドリーな方向への改正であり、歓迎する。	・省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。
4	異論ありません。	・省令案の内容を支持する御意見であると理解いたします。